

「受診報告書」提出のお願い

学校において予防すべき感染症によるお休みとの連絡を受けましたので、出席停止の措置をとります。
 治ゆ後に登校の際には、下の用紙を保護者が記入して、学校へ提出してください。

なお、主な感染症の出席停止期間は学校保健安全法において次のような基準がありますが、登校については、かかりつけの医師の指示に従ってください。

病 名		出 席 停 止 期 間
第 一 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第 二 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

..... き り と り

受診報告書 （保護者の方が記入してください）

小学部 中学部 高等部 組 児童生徒氏名			
病 名			
医療機関で診断された日	月	日	受診した医療機関
この病気でお休みした期間	平成	年	月 日 から 月 日 まで

医師より「登校してもよい」と診断されましたので登校させます。